

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則

〔平成7年12月19日〕
組合規則第6号

改正	平成10年3月19日組合規則第5号	平成11年6月14日組合規則第3号
	平成14年4月23日組合規則第5号	平成17年7月27日組合規則第3号
	平成18年7月18日組合規則第7号	平成19年2月15日組合規則第2号
	平成19年3月27日組合規則第8号	平成20年4月21日組合規則第3号
	平成20年12月24日組合規則第5号	平成21年3月26日組合規則第1号
	平成21年5月11日組合規則第7号	平成22年3月29日組合規則第4号
	平成22年9月24日組合規則第8号	平成22年9月24日組合規則第9号
	平成23年3月14日組合規則第2号	平成23年5月10日組合規則第6号
	平成24年2月14日組合規則第1号	

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成3年組合規則第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則において職員とは、別に規則で定める場合を除き、福岡県田川地区消防組合職員定数条例（昭和45年条例第3号）第2条に規定する職員をいう。

2 この規則の適用にあたって、職員はその勤務の形態により次の各号のとおり区分する。

(1) 毎日勤務者 条例第3条1項の規定により毎日曜日及び毎土曜日を週休日と定められている職員

(2) 交替制勤務者 条例第4条の規定により条例第3条の規定によらず別に週休日を定められた職員

（再任用短時間勤務職員の勤務時間）

第3条 条例第2条第2項の規則で定める時間は、20時間以上30時間以内で任命権者が定めるものとする。

第4条 削除

（週休日の割振り）

第5条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日の割振りを定める場合は、2週間の勤務時間が77時間30分を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日の割振りを定める場合には、勤務日が引き続き12日を超えないようにしなければならない。

（週休日の振替等）

第6条 条例第5条の規則で定める期間は、毎日勤務者にあつては、同条の勤務をすることを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までとし、交替制勤務者にあつては、同条の勤務をすることを命ずる必要がある日の属する割振り単位期間の直前の割振り単位期間から当該勤

務することを命ずる必要がある日の属する割振り単位期間の直後の割振り単位期間までの日とする。

- 2 任命権者は、週休日の振替に当たっては、条例第3条第2項又は第4条によりあらかじめ割り振られた1週間（交替制勤務者にあつては2週間）の正規の勤務時間を超えないように努めるものとする。

（休憩時間）

第7条 条例第6条に規定する休憩時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 毎日勤務者の休憩時間は、午後0時15分から午後1時まで
 - (2) 交替制勤務者（専ら通信勤務に従事する者を除く。）の休憩時間は、午後0時15分から午後1時まで、午後5時から午後6時まで及び午後11時15分から翌日午前6時00分まで
 - (3) 交替制勤務者のうち、専ら通信勤務に従事する者の休憩時間は、午後0時15分から午後1時まで、午後5時から午後6時まで及び午後9時15分から翌日午前6時00分まで、ただし、午後9時15分から翌日午前6時までの休憩時間の内、割振られた2時間の通信勤務時間は除く。
- 2 前項に規定する時間に勤務を命ぜられた職員及び災害に出勤した職員には、所定の休憩時間を別に与えることができる。
 - 3 職員は、休憩時間に外出しようとする場合には、任命権者の承認を受けなければならない。
 - 4 条例第6条第2項の規定により休憩時間を一斉に与えないことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 長時間継続して消防、救急、救助又は訓練を行う必要がある場合
 - (2) 第1項に規定する休憩時間に、消防、救急、救助、訓練、各種講習その他の臨時的な業務を行う必要がある場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が、業務の運営上休憩時間を一斉に与えることが困難であると認める場合

（休息時間）

第8条 条例第7条に規定する休息時間は、1回につき15分とし、任命権者が定めるところにより、それぞれ勤務時間の途中に置くものとする。

- 2 前項に定める休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても繰り越されることはない。

第9条 削除

第9条の2 削除

（代休日の指定）

第10条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手続きに関して必要な事項は、任命権者が別に定める。

(年次有給休暇の日数)

第11条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員(以下「非同一勤務型職員」という。)にあつては、155時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされている者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務の退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、別表第1の在職期間に応じてそれぞれ規定する日数とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第12条 条例第12条第2項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあつては当該残日数(1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数)、20日を超える職員にあつては、20日とする。

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員に係る条例第12条第2項の規則で定める日数は、一の年における年次休暇の日数が、当該一の年に新たに付与された日数を超えない職員にあつては、当該残日数(1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数)、当該一の年に新たに付与された日数を超える職員にあつては当該付与された日数とする。

(年次有給休暇の単位)

第13条 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

(病気休暇)

第14条 条例第13条の規定で定める期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 職員が服務中負傷し、又は疾病にかかり、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)により公務による負傷又は疾病として認定され、かつ、任命権者が認めたときは、治療を要するに必要な期間

(2) 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇(以下この項

において「特定病気休暇」という。)の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他管理者が定めた日(以下この項において「除外日」という。)を除いて連続して90日を超えることはできない。

- ① 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
 - ② 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第23条の規定により同規則別表第4に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同規則第24条第1項の事後措置を受けた場合
- (3) 前項ただし書、次号及び第5号の規定の適用については、連続する8日以上(当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として管理者が定める場合にあつては、その日数を考慮して管理者が定める期間)の特定病気休暇を使用した職員(この号の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。)が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第10条第3項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他管理者が定める期間(以下この号において「育児時間等」という。))がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間)のすべてを勤務した日の日数(第5号において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- (4) 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この号において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この号において「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2号ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- (5) 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2号ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

- (6) 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2号ただし書及び第3号から前号までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- (7) 第2号ただし書及び第3号から前号までの規定は、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員には適用しない。
- (8) この規則に定めない事項については、任命権者が別に定める。

(特別休暇)

第15条 条例第14条の規定で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提出に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）の範囲内の期間
 - ア 東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として心身上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて任命権者が定めるものにおける活動
 - ウ 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
 - エ アからウまでに掲げる活動のほか、国、地方公共団体及びその他の地方公共団体等が行う事業に係る活動で、任命権者があらかじめ特に承認したもの
 - オ ボランティア休暇を受けようとする者は、あらかじめボランティア活動計画書（様式第7号）を提出しなければならない
- (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき 任命権者が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間（再任用短時間勤務職員にあつては、5日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数（非同一勤務型職員にあつては、その

者の4週間ごとの勤務日の日数を20日で除して得た数)を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た日数とし、当該日数が5日を超える場合は5日)の範囲内の期間)

- (6) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
 - (7) 女子職員が出産した場合 出産の日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。)
 - (8) 生後1年に満たない生児を育てる女子職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
 - (9) 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 任命権者が定めら期間における2日の範囲内の期間(再任用短時間勤務職員にあつては、2日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数(非同一勤務型職員にあつては、その者の4週間ごとの勤務日の日数を20日で除して得た数)を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た日数とし、当該日数が2日を超える場合は2日)の範囲内の期間)
 - (10) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
 - (11) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上いる場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- 2 前項第8号から第10号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- (12) 職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
 - (13) 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後任命権者が定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務を要しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

- (14) 職員が夏期における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から10月の期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間（再任用短時間勤務職員にあっては、3日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数（非同一勤務型職員にあっては、その者の4週間ごとの勤務日の日数を20日で除して得た数）を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た日数とし、当該日数が3日を超える場合は3日）の範囲内の期間）
- (15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
 - ア 職員の現住居が滅失し、又は破損した場合で、当該職員がその復旧作業を行い、又は一時的に避難しているとき
 - イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき
- (16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合 必要と認められる期間
- (17) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上において身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (18) 休日に勤務を割り振られた職員が業務に支障のない範囲で休暇を認められたとき 当該休日の範囲内
- (19) その他任命権者が認めた場合 任命権者が認めた期間
(介護休暇)

第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第2において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で任命権者が定めるもの
- 2 条例第15条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。
- 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第17条 条例第16条の規則で定める特別休暇は、第15条第5号及び第6号の休暇とする。

第18条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第22条第1項において同じ。）の請求について、条例第13条に定める場合又は第15条各号（第15号第4号及び同号アの規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第16号を除く。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

(介護休暇の承認)

第19条 任命権者は、介護休暇の請求について条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次有給休暇の請求)

第20条 年次有給休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿(様式第1及び様式第2)に記入して任命権者に請求しなければならない。

(病気休暇の承認)

第21条 病気休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ病気休暇承認申請書(様式第3)により任命権者に請求しなければならない。

(特別休暇の承認)

第22条 特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 第15条第5号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に対し行わなければならない。

3 第15条第6号に掲げる場合に該当することになった女子職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

(事後承認)

第23条 第20条から前条までの休暇の請求の祭、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

(介護休暇の請求)

第24条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前までに介護休暇簿(様式第4)に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第25条 第20条から前条までの請求があつた場合においては、任命権者は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、第15条第10号の休暇を承認するに当たっては、要介護者の氏名、職員との続柄及び職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする書類(様式6)の提出を求めるものとする。

(病者の就業禁止)

第26条 任命権者は、法定の伝染病又は勤務に支障をきたす精神病若しくは勤務のために病勢が悪化するおそれのある疾病にかかつた職員については、その就業を禁止することができる。

2 職員は、病気休暇から復職する場合は、復職しようとする日の1週間前までに、復職承認申請書（様式第5）に負傷又は疾病が治癒し、勤務に服することが支障ない旨を証明する医師の証明書を添付して任命権者に提出し、承認を得なければならない。ただし、負傷又は疾病の治癒が明確に認められ勤務に服することに支障ないと任命権者が認めた場合、この限りでない。

（欠勤）

第27条 欠勤とは、条例及びこの規則に規定する休暇等によらずに、正規の勤務時間を割り振られた時間に勤務に服さないことをいう。

2 職員は、欠勤をする場合は、事前に休暇簿により任命権者に届け出て、その承認を得なければならない。

3 前項に規定する届出は、病気、災害その他やむを得ない事由により事前に行うことができない場合は、事後に行うことができる。

4 欠勤をした場合は、給与条例の定めるところにより給与額を減額する。

（委任）

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に使用中の様式でこの規則で定める様式に適合しないものは、当分の間、適宜修正して使用することができる。

（時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

3 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則（平成6年組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成10年組合規則第5号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年組合規則第5号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年組合規則第3号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年組合規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年組合規則第2号）

この規則は、平成19年2月15日から施行する。

附 則（平成19年組合規則第8号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の 2 第 2 項の規定は、平成 19 年 11 月 20 日から適用する。

附 則（平成 20 年組合規則第 5 号）

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年組合規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年組合規則第 7 号）

この規則は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（平成 22 年組合規則第 4 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年組合規則第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則（平成 22 年組合規則第 9 号）

この規則は、平成 22 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定に基づく病気休暇の期間計算は、施行日以後に使用した病気休暇から行うこととする。

3 病気休暇を与えられた職員は、療養に専念しなければならない。

4 職員が病気休暇中においても勤務に支障がないと認められるときは、任命権者は、直ちに休暇を取り消し勤務に復帰させなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（この規則の失効）

2 第 15 条第 4 号及び同号ア並びに第 18 号の改正規定については、平成 23 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第1（第11条関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1月に達するまでの期間	20日

別表第2（第15条第9号関係）

親 族	日 数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7日の範囲内の期間
父母	
子	5日の範囲内の期間
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）の範囲内の期間
孫	1日の範囲内の期間
兄弟姉妹	3日の範囲内の期間
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）の範囲内の期間
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）の範囲内の期間
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）の範囲内の期間
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）の範囲内の期間
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日の範囲内の期間

様式第3 (第21条関係)

所 属 欄			

病気休暇承認申請書

年 月 日

任命権者

殿

所 属

職氏名

印

福岡県田川地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第21条の規定に基づき、下記により病気休暇を受けたいので承認をお願いします。

記

事由

期間

年 月 日から

(時 分) 日間

年 月 日まで (時 分)

(時 分)

(必要に応じて、診断書または証明書を添付すること。)

所属長の意見

総務係所見	
<input type="checkbox"/> 承認 期間 年 月 日～ 年 月 日 (時 分) (時 分)	<input type="checkbox"/> 不承認 理由

様式第4 (第24関係)

介護休暇簿

※ 要介護者 に関する 事項	氏名		所属		氏名									
	続柄		※ 要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容											
	同・別居													
	介護が必要となった時期 年 月 日													
連続する3月の期間 年 月 日から 年 月 日														
※ 請 求 の 期 間			※ 請 求 (申 出) 年月日	※ 本人印	所 属 長	課 長	係	係 長	課 長	次 長	消 防 長	備 考		
年 月 日	時 間	日時間数												
年 月 日から □毎日	時 分～時 分	日												
年 月 日から □その他	時 分～時 分	時間												
年 月 日から □毎日	時 分～時 分	日												
年 月 日から □その他	時 分～時 分	時間												
年 月 日から □毎日	時 分～時 分	日												
年 月 日から □その他	時 分～時 分	時間												
年 月 日から □毎日	時 分～時 分	日												
年 月 日から □その他	時 分～時 分	時間												

※印の欄は職員が記入または押印する。

様式第5 (第26条第2項関係)

所 属 欄			

復 職 承 認 申 請 書

年 月 日

任命権者

殿

所 属

職氏名

印

福岡県田川地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第26条第2項の規定に基づき、下記により復職したいので承認をお願いします。

記

復職を希望する日 年 月 日
(時 分)

負傷又は傷病名

治癒等の状況 (勤務に服することが支障ない旨の証明書類を添付すること)

所属長の意見

総務係所見	
<input type="checkbox"/> 承認 年 月 日から復職を承認する (時 分)	<input type="checkbox"/> 不承認 理由

要介護者の状態等申請書

(任命権者) 提出年月日 年 月 日

..... 殿 所 属
階 級
氏 名 (印)

1 要介護者に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 職員との続柄
- (3) 職員との同居又は別居の別
 同居 別居
- (4) 介護が必要となった時期
年 月 日

2 要介護者の状態

3 備 考

注 1 「1(4)介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。

ボランティア活動計画書

年 月 日提出

任命権者 殿 所属名 氏名 (印)	
1. 活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2. 活動の種類	<input type="checkbox"/> 被災者への支援活動 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等における活動 <input type="checkbox"/> その他 ()
3. 活動場所	施設名等 所在地 電話番号 ()
4. 具体的な活動内容	
5. 仲介団体等の有無及び団体名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 団体名 電話番号 ()
6. 備考	
注1 「3. 活動場所」及び「4. 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介業者等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。 注2 「3. 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。 注3 「6. 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。	